

日本学生支援機構

給付奨学金

採用時説明資料

「多子世帯」の支援区分の方へ

住民税上、生計維持者（原則、あなたの父と母）が扶養する「子ども」の数が3人以上の世帯は、所得制限なく、国が定める一定額まで、授業料および入学金が無償となります。

※授業料等減免の手続きは、別途必要です。

給付奨学金の支給がない場合であっても、給付奨学生としての手続きは必要です。

これから説明する内容を、よく確認してください。

● 給付奨学生証 (給付奨学生採用決定通知)

※「給付奨学生のしおり（全体版）」は日本学生支援機構のホームページに掲載しています。
必ず確認するようにしてください。



<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/siori/index.html>

- 給付奨学生としての心構え
- 知ってほしいこと



- （１） 給付奨学金制度について、十分に理解してください。**
- （２） 支給中の手続きは、学校の指示を守り、期間内に行ってください。**
- （３） 給付奨学生としての自覚と責任を持って勉学に励んでください。**

知ってほしいこと

採用後の手続きについて

在籍報告（毎年4月 ※採用初年度は対象外）



給付奨学生のしおり
3ページ、23ページ

※期限までに報告がなく、学校に在籍していることが確認できない場合は、
給付奨学金の振込みが止まります。

適格認定（家計）（毎年10月）

給付家計急変採用の場合は、
3か月ごと



給付奨学生のしおり
29ページ

※確認の結果、奨学金の支給を停止することや支給額が変わることがあります。
10月以降の支援区分は、スカラネット・パーソナルで確認してください。

適格認定（学業）（毎年学年末）

2年制以下の課程や高等専門
学校の場合は、半期ごと



給付奨学生のしおり
3ページ、27～28ページ

※学業成績等を総合的に審査し、給付奨学金継続の可否等を判断します。
結果によっては、給付奨学金の支給が廃止や停止となることがあります。
また、状況によっては支給済みの給付奨学金について返還を求めることがあります。



● 自宅外通学の取扱いについて

○自宅外通学の月額支給を受けるためには、書類審査が必要です。

学校に申し出て、所定の様式と証明書類を速やかに提出してください。

【参考】自宅外通学要件確認チャート

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html>



○自宅外通学であることが認められた場合は、審査完了後に、自宅外通学と認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。

※証明書類の種類や提出期限は必ず学校に確認し、必要書類を速やかに不備なくととのえてください。提出が遅れた場合は、証明書類が提出された月から自宅外通学の支給となります。



● 他の国費（※）による給付金との重複

奨学生本人が他の国費（※）による給付金を受けている間は、給付奨学金の支給を受けることができません。他の国費による給付金を受ける場合及び受給が終了した場合は学校に申し出てください。

※「教育訓練支援給付金」、「訓練延長給付」、「技能習得手当及び寄宿手当」、
「職業訓練受講給付金」、「高等職業訓練促進給付金」、「職業転換給付金訓練手当」

● 在留資格等の変更（外国籍の場合）

在留資格の変更や在留期間を更新した場合は、証明書類の提出が必要です。学校から所定の様式を受け取り、証明書類（「在留カード」のコピー等）と併せて学校に提出してください。

※在留資格の要件：法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、
定住者（将来日本に永住する意思のある人に限る。）、
家族滞在（一定の要件を満たす者に限る。）

● 住民税情報に反映されない新たに生まれた子等

一次採用（春）において2023年12月31日より後（二次採用（秋）においては、2024年12月31日より後）に生計維持者に生まれた子どもがいる場合は学校の奨学金担当窓口にご相談してください（在籍報告の申告時も学校へ相談してください）。

家計が急変した場合



給付奨学生のしおり

15～16ページ

定期的な募集（春・秋、予約採用）により給付奨学金の支給を受けていても、以下の予期できない事由により家計が急変した場合は、**家計急変採用の取扱いへと変更**することができます。速やかに学校に相談してください。

- A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、3か月以上、就労が困難
- C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業に限る。）
- D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当
 - ①上記 A～C のいずれかに該当
 - ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
- E：本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の定める施設等へ入所等することとなった

※家計急変採用の取扱いに変更した後は、3ヶ月ごとの支援区分の見直しがあり、変更前の定期的な募集による採用の取扱いへと戻すことはできません。

連絡が必要なとき

以下の事由が発生した場合、必ず学校に連絡してください。

※手続きを行う場合は、提出期限があります。

☐ 改姓・改名	☐ 振込口座の変更
☐ 退学	☐ 通学形態の変更 (自宅通学・自宅外通学)
☐ 休学・留学※学籍が「休学」の場合・復学	☐ 転学・編入学
☐ 他の国費受給※「教育訓練支援給付金」など (page.8 参照)	☐ 学部・学科・コース変更
☐ 停止 (奨学生による申出)	



給付奨学生のしおり
11ページ、17～22ページ



スカラネット・パーソナル（スカラP S）とは



給付奨学生のしおり
36～38ページ

奨学金情報を確認したり、各種届出などの手続きができます。
「在籍報告」の提出もスカラP Sを通じて行います。

在学猶予願の提出を
忘れていませんか？

スカラネット・パーソナルから手続きをしてください

スカラネット・パーソナルから手続きができます

スカラネット・パーソナルへようこそ

○住所変更・改姓・勤務先変更
○繰上返還／在学猶予
○返還情報照会（残額・残回数）

ご自身で手続きできます！

スカラネット・パーソナル

返還中の方・
返還が始まる方へ

転居の際は
住所変更の手続きを忘れずに！

転居の際は住所変更の手続きを忘れずに

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

スカラネット・パーソナル

スカラネット・パーソナルへようこそ
(スカラネットPS)

スカラネット・パーソナルの登録について

- ご利用には各個人でアカウントの新規登録が必要です。奨学金の申込み時や進学希望届提出時のスカラネットとは異なります。
- 現在、奨学金を貸与・給付・返還中の方はいつでもスカラネット・パーソナルに登録できます。

スカラネット・パーソナルを活用すると

- 転居・改姓・勤務先変更等の届出ができます。
- 繰上返還の申込ができます。
- 在学猶予願、在学猶予期間短縮願の提出ができます。
- 各種証明書の発行依頼ができます。
- あなたの奨学金情報の閲覧・確認ができます。
- 奨学金減額返還願、奨学金返還期間短縮願の作成・印刷ができます。
- 体験メモについて
- スカラPSに関するご案内

平成31年4月より新たに追加された機能

- 最低返還月額申請（所得連動返還方式選択者）ができます。

ログイン・新規登録は、下の「ログイン・新規登録」ボタンを押してください。
（ユーザID・パスワードを忘れた方も下の「ログイン・新規登録」ボタンを押してください。）

登録手順・利用条件

スカラネットPSの利用規約は、下の「利用規約」ボタンを押してください。

利用規約

利用規約の同意画面が正しく表示されない場合には、ブラウザの更新ボタンを押して最新の画面を表示するか、またはインターネット一時ファイルの削除を実行してください。（インターネット一時ファイルの削除手順についてはコチラ）。

スカラP S

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



ログイン・
新規登録ボタン

奨学生として採用されたみなさんへ



給付奨学生のしおり
4～5ページ

日本学生支援機構の奨学金は国が実施する**給付型の奨学金**です。

- **毎月、奨学金の振込みを確認**するため、振込口座の通帳に記帳してください。
※ 振込日は、4月と5月を除き、毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日の場合はその前営業日です。
- **学校に在籍していることを定期的に日本学生支援機構に報告**する必要があります。しっかりと内容を確認のうえ、正確に報告してください。
- 奨学金に関する説明は必ず確認し、書類の**提出期限は厳守**してください。
- **休学・退学・留学等の場合は、奨学金担当窓口**に届け出てください。
- 高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）と第一種奨学金（貸与）を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が自動的に調整（減額又は増額）されます。⇒「併給調整」

奨学生の自覚をもって、これから充実した学生生活を送ってください。